

第2章 出先機関

○富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例

平成18年2月20日条例第1号

改正 平成20年2月20日条例第1号

平成26年2月14日条例第2号

平成31年2月19日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、富山地区広域圏事務組合が設置する常願寺ハイツスポーツ公園（以下「ハイツ」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 ハイツの位置は、富山県中新川郡立山町泊新83番地の6とする。

(施設)

第3条 ハイツの施設は、次のとおりとする

(1) 常願寺ハイツ

ア プール

イ トレーニングジム・スタジオ

(2) クリーンスports公園

ア テニスコート

イ 自由広場

ウ ちびっ子広場

エ さわやかスポーツ広場

(指定管理者による管理)

第4条 理事長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他であつて理事長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に前条各号に掲げる施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

(1) ハイツ及び附属設備等の維持管理に関する業務

(2) 第3条各号に掲げる施設の使用の承認に関する業務

(3) 別表第2に掲げる施設の利用料金の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、ハイツの管理に関し理事長が必要と認める業務

(指定の手続等)

第6条 ハイツの指定管理者の指定の手続等については、富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山市条例第309号）の規定の例による。

(供用日等)

第7条 施設の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必

要があると認めるときは、理事長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(使用の承認)

第8条 第3条の第1号及び第2号アに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第3条第2号イからエまでに掲げる施設を、スポーツ、レクリエーション等のため専用して使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

3 前2項の承認について、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認してはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ハイツの管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 第8条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付)

第11条 別表第2に掲げる施設の利用者は、指定管理者に、当該施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の額等)

第12条 指定管理者は、法第244条の2第9項後段の規定により理事長の承認を受けて利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額（この額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を超えない範囲内の額でなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、社会体育活動その他公益のため使用する場合で、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全

部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由によって使用できないとき。

(2) 使用期日10日前までに使用の承認の取り消しを申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第16条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、使用が終わったとき（第10条の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(入館の制限)

第19条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、施設の入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による富山地区広域圏事務組合クリーンスポーツ公園及び常願寺ハイツ設置条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例第8条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

3 旧条例別表に規定する回数券で現に存するものは、施行日以後は、これを使用することができない。この場合において、当該回数券については、理事長の定めるところにより還付することができる。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

施 設		供 用 日	供 用 時 間
常願寺ハイッ	プ ー ル	1月9日から12月26日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときを除く。）及び12月の理事長が別に定める日を除く。	午前10時から午後9時（日曜日及び休日にあつては午前10時から午後6時）まで
	トレーニングジム・スタジオ	1月4日から12月30日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前10時から午後9時（日曜日及び休日にあつては午前10時から午後6時）まで
クリーンスポーツ公園	テニスコート	1月4日から12月30日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後6時まで
	自由広場	1月1日から12月31日までの日	午前0時から午後12時まで
	ちびっ子広場	1月1日から12月31日までの日	午前0時から午後12時まで
	さわやかスポーツ広場	1月1日から12月31日までの日	午前0時から午後12時まで

備考

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 クリーンスポーツ公園自由広場、ちびっ子広場及びさわやかスポーツ広場を専用して使用できる日及び時間は、次のとおりとする。
 - (1) 専用使用日 1月4日から12月30日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。
 - (2) 専用使用時間 午前9時から午後6時まで

別表第2 (第5条・第11条関係)

1 常願寺ハイツ

種 別			単位	金 額 (円)		超過料金 (円) 1 時間につき
個 人	プ ー ル	高校生以上	2 時間	1 回券	390	200
				1 1 回券	3,900	
		中学生以下	2 時間	1 回券	110	60
				1 1 回券	1,100	
	トレーニングジム・スタジオ共通	高校生以上	2 時間	1 回券	440	220
				1 1 回券	4,400	
		中学生	2 時間	1 回券	220	110
				1 1 回券	2,200	
	トレーニングジム・スタジオ・プール共通	高校生以上	2 時間	1 回券	660	330
				1 1 回券	6,600	
		中学生	2 時間	1 回券	280	140
				1 1 回券	2,800	
月間利用券（トレーニングジム・スタジオ・プール共通）	高校生以上	1 月	5,500			
年間利用券（トレーニングジム・スタジオ・プール共通）	高校生以上	1 2月	58,300			
団 体	2 0 人以上		一人当たり個人所定料金の 8 0 パーセントに相当する額			

備考

- 1 月間利用券・年間利用券は、個人利用の場合に限る。
- 2 12月の月間利用券は、この表に定める額の50パーセントに相当する額。
- 3 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 4 使用時間の短縮による利用料金は、減額しない。

2 クリーンスポーツ公園

種 別	単 位	金 額 (円)
テニスコート	1面1時間につき	440
さわやかスポーツ広場 (専用使用の場合に限る。)	1時間につき	440

○富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例施行規則

平成18年9月1日規則第5号

平成20年3月11日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例（平成18年富山地区広域圏事務組合条例第1号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第8条第1項及び第2項の規定により条例第3条各号に掲げる施設（以下単に「施設」という。）の使用の承認を受けようとする者は、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園使用承認書（様式第1号）を条例第4条に規定する指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の申請書は、使用日の属する月前2月の初日から当該使用日の前日までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りではない。

(使用の承認)

第3条 指定管理者は、施設の使用を承認したときは、団体の使用にあつては、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園使用承認書（様式第2号）を交付し、個人の使用にあつては、利用券（様式第3号）、回数券（様式第4号）、月間利用券（様式第5号）又は年間利用券（様式第6号）を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第4条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに第3条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第5条 条例第10条第1項の規定により、施設の使用の承認を取り消したときは指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(利用料金の減免)

第6条 条例第13条の規定による利用料金の減免の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 富山地区広域圏事務組合又はその加入する構成市町村が共催するとき。 30パーセント相当額
- (2) 富山地区広域圏事務組合又はその加入する構成市町村が主催するとき。 50パーセント相当額
- (3) 理事長が特に必要と認めるとき。 必要と認める額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園利用料金減免申請書（様式第7号）に減免の理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなけ

ればならない。

(利用料金の還付)

第7条 条例第14条の規定による利用料金の還付の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第14条第1号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第14条第2号に該当するとき。 70パーセント相当額
- (3) 条例第14条第3号に該当するとき。 別に定める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園利用料金還付申請書(様式第8号)に利用料金領収書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(端数計算)

第8条 第6条第1項及び前条第1項の規定による利用料金の減免及び還付の額の端数計算については、条例第12条第2項の例による。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売又は寄附金の募集をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可なく施設又は付属設備を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(損傷及び減失の届出)

第10条 施設及び付属設備等を損傷し、又は減失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第11条 この規則で定めるもののほか、施設の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園使用承認申請書

年 月 日

（あて先）

申請者	氏名（団体の名称）	代表者名
	住所（所在地） (電話)	責任者の氏名 (電話)

次のとおり富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園を使用したいので申請します。

使用施設名		使用人数	高校生以上 人・中学生以下 人
使用目的			
使用区分	1 アマチュアスポーツ	2 その他の催し	3 興行
入場料	1 徴収しない	2 徴収する（内訳	）
使用場所	使用月日	使用時間	使用部分 備考
	月 日	時～ 時	
	月 日	時～ 時	
	月 日	時～ 時	
	月 日	時～ 時	
	月 日	時～ 時	
	月 日	時～ 時	
備考			

承認番号	第 号	利用料金の 総 計	円
利用料金	円（減免額 % 円） 減免後の利用料金 円		
受付日	年 月 日	受付施設	
特記事項			

備考 太枠の欄のみ記入してください。

様式第2号（第3条関係）

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園使用承認書

年 月 日

様

次のとおり富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園の使用を承認します。

承認番号	第 号
使用施設名	
使用年月日	年 月 日
使用時間	
使用目的	
使用場所	
使用人数	高校生以上 人 中学生以下 人
利用料金	円

様式第3号（第3条関係）

		No.
(施 設 名) 利 用 券		
種 別		
料 金	¥	
使 用 日 時	迄	
指定管理者名		

備考 種別は、高校生以上及び中学生以下とする。

様式第4号（第3条関係）

		No.
(施 設 名) 回 数 券		
種 別	11枚綴り	¥
1 入館・入場時に、この回数券を受付窓口に提示してください。		
2 この回数券購入後は、料金の払い戻しはいたしません。		
(施 設 名) 回 数 券		
種 別		
料 金	¥	迄
種 別		
指定管理者名		

備考 種別は、高校生以上及び中学生以下とする。

様式第5号（第4条関係）

月間利用券

種 別 月間利用券

- 1 申し込み時にカードを発行します。
- 2 入館・入場時に、このカードを受付窓口に提示してください。
- 3 この利用券購入後は、料金の払い戻しはいたしません。

カードナンバー

氏名

指定管理者名

様式第6号（第4条関係）

年間利用券

種 別 年間利用券

- 1 申し込み時にカードを発行します。
- 2 入館・入場時に、このカードを受付窓口に提示してください。
- 3 この利用券購入後は、料金の払い戻しはいたしません。

カードナンバー

氏名

指定管理者名

様式第7号（第6条関係）

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園利用料金減免申請書

年 月 日

（あて先）

住所 （所在地）

氏名 （名称及び代表者氏名）

TEL

次のとおり利用料金の減免を受けたいので申請します。

使用施設名		
使用日時	年 月 日	時から 時まで
使用目的		
減免を必要とする理由		
*減免額		

備考 *印欄は記入しないでください。

様式第8号（第7条関係）

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園利用料金還付申請書

年 月 日

（あて先）

住所 （所在地）

氏名 （名称及び代表者氏名）

印

TEL

次のとおり利用料金の全部・一部の還付を受けたいので申請します。

使用予定施設名		
使用日時	年 月 日	時から 時まで
使用目的		
還付を必要とする理由		
* 還付額		
振込先		

備考

- 1 利用料金領収書を添付してください。
- 2 *印欄は記入しないでください。

○富山地区広域圏事務組合リサイクルプラザ施設管理運営規則

平成8年5月20日規則第2号

改正 平成23年3月29日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山地区広域圏事務組合規約（昭和47年6月27日議決）第4条第1号の規定に基づき、リサイクルセンター内のリサイクルプラザ施設の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 リサイクルプラザは、次の業務を行う。

(1) リサイクルプラザ施設に搬入された家電品、家具、自転車等のリフォーム及び売払いに関する業務

(2) リサイクルに関する情報の収集と利用者への提供及びリサイクルの啓蒙活動に関する業務

(開館時間)

第3条 リサイクルプラザ施設の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし理事長が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(リサイクル品の売払い休止日)

第4条 リサイクル品の売払いは、次の各号に掲げる日については休止する。ただし理事長が必要があると認めるときは、臨時に休止日を設けることができる。

(1) 月曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず理事長は必要があると認める時は臨時に売払い日を設けることができる。

(売払い価格の設定)

第5条 リサイクル品の売払い価格は別に定める「リサイクル品売払い価格基準表」に基づき「リサイクル品価格設定審査会」の審査を経て、設定するものとする。

2 「リサイクル品価格設定審査会」は事務局長、事務局次長、リサイクルセンター所長、リサイクルセンター所長代理、リサイクル推進係長をもって構成する。

(リサイクル活動室の使用)

第6条 リサイクル活動室（以下「活動室」という。）はごみのリサイクルに関する学習及びリサイクルの推進・啓蒙活動を目的として使用するものとする。

2 活動室を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用日の5日前までに使用申請書を理事長に提出しなければならない。

3 第2項に定める書類の様式は、別に定める。

(使用の不承認)

第7条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、使用を承認してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき

(2) 活動室又は付属設備を損傷するおそれがあるとき

(3) その他理事長が施設の管理上支障があると認めるとき

(特別の設備)

第8条 使用者は活動室等に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(現状回復の義務)

第9条 使用者は、使用が終わった時は、直ちに活動室等を現状に回復しなければならない。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、リサイクルプラザ施設の管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(第5条関係)

リサイクル品売払い価格基準表

種 別	設 定 基 準
家 電 品	新品（当時）価格の5%～15%の範囲内とする。
家 具 類	同 上
自 転 車	標準価格を1台当たり3,000円とし、機能・外観の程度により上限6,000円、下限1,000円とする。

(第6条第2項関係)

リサイクル活動室使用申請書

年 月 日

富山地区広域圏事務組合
理事長 様

申請者 団体名
住 所
氏 名
(TEL)

使 用 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
使 用 目 的	
参 集 人 員	
使用許可年月日 許 可 番 号	
備 考 (条 件 等)	